

「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

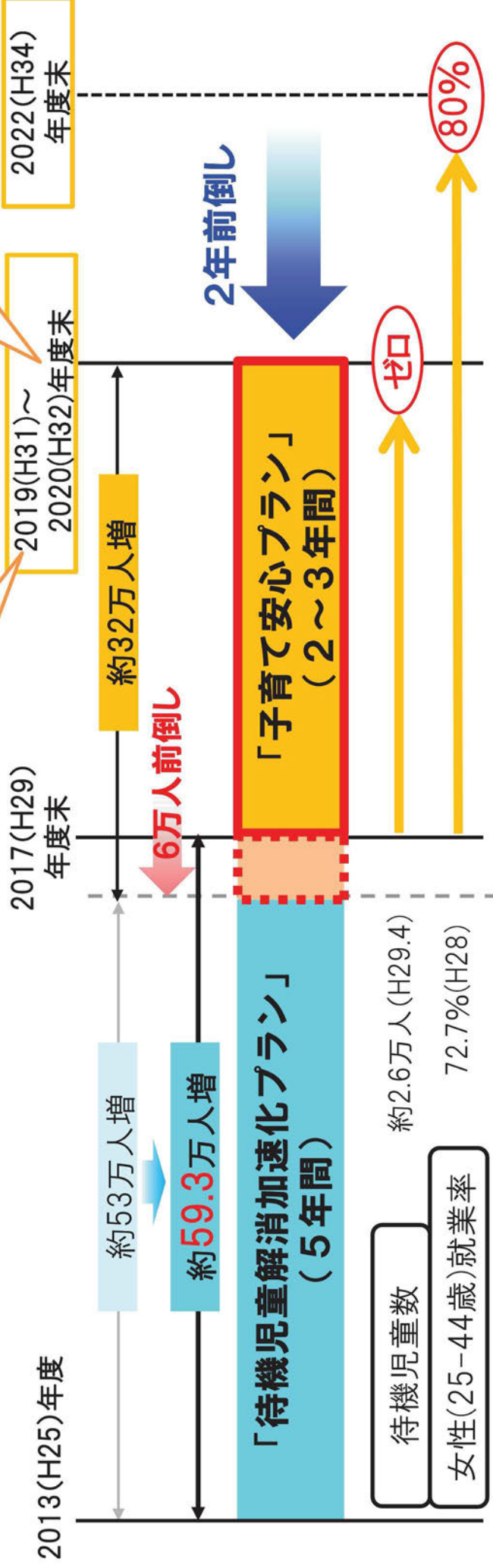
東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保**。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。
(参考) スウェーデンの女性就業率：82.5% (2013)

**自治体を支援し、2年間で待機児童を解消
するための受け皿整備の予算の確保
(遅くとも3年間で待機児童解消)**

**2年前倒しし、平成32年度末までの
3年間で約32万人分**の受け皿を整備



※ 保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

市区町村における待機児童解消の取組状況の「見える化」について

◆「子育て安心プラン実施計画」の作成

- 「子育て安心プラン」参加対象の市区町村は、初めて、市区町村全域に加え、**保育提供区域毎に「子育て安心プラン実施計画」を作成し、遅くとも2020年度末までに待機児童をゼロとする。**
- 「**0歳、1・2歳、3歳以上**」の**年齢区分別**に「申込児童数(保育ニーズ)」、「利用定員数(整備量)」、「待機児童数」を見込んで計画を作成。
- 申込児童数の見込みについては、**保育を必要とするが申込みに至らないケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握するため、保育コンシェルジュなどを積極的に活用するよう指導。**
- **都道府県は、市区町村の実施計画における保育ニーズの見込み等が適切かどうかを精査。**

◆「子育て安心プラン実施計画」の公表

- 「子育て安心プラン実施計画」について、年齢区分別に、2020年度末までの**見込・計画数、実績**を厚生労働省HPにおいて**公表し、市区町村の待機児童解消の取組状況を「見える化」。**

6つの支援パッケージの主な内容

1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
 - ・大規模マンションでの保育園の設置促進
 - ・幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
 - ・企業主導型保育事業の地域枠拡充など
 - ・国用地、都市公園、郵便局、学校等の余剰教室等の活用
 - ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
 - ・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ※市区町村における待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年4月1日の待機児童数等）を市区町村ごとに公表。
- ・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
 - ・広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進

2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～

- ・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- ・保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
- ・保育士の子どもの預かり支援の推進
- ・保育士の業務負担軽減のための支援

3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

～更なる市区町村による保護者支援を行う～

- ・「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- ・待機児童数調査の適正化

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～

- ・地方単独保育施設の利用料支援
- ・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
- ・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

5 持続可能な保育制度の確立

- ・保育実施に必要な安定財源の確保

6 保育と連携した「働き方改革」

～二一ズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

- ・男性による育児の促進
- ・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討

(参考)「子育て安心プラン」の支援施策のポイント

待機児童が解消困難な要因

① 1、2歳児の待機児童が7割超

待機児童	H25年度	H28年度
合計	22,741人 (100%)	23,553人 (100%)
0歳児	3,035人 (13.3%)	3,688人 (15.7%)
1、2歳児	15,621人 (68.7%)	16,758人 (71.1%)
3歳児以上	4,085人 (18.0%)	3,107人 (13.2%)

② 女性就業率、保育申込者数、1、2歳児の保育利用率は、加速化プラン前と比べ、約2倍の伸び

	加速化プラン前	加速化プラン後
女性就業率	+0.6ポイント/年	+1.25ポイント/年
保育申込者数	+4.8万人/年	+9.0万人/年
1、2歳児保育利用率	+1.4ポイント/年	+2.7ポイント/年

③ 待機児童は「都市部」に多い

- ・ 東京23区の待機児童割合(待機児童数/申込者数)は高い(東京23区 **3.14%** その他の市町村 0.75%(H28))
- ・ 都市部における**土地の確保が困難**(目黒区、渋谷区、中野区等)
- ・ **大規模マンション**の建設(中央区、江東区、板橋区等)
- ・ **人口流入**等予想を超えての就学前児童数の増加(目黒区、世田谷区、江東区等)

子育て安心プランの対応

① 「1、2歳児」の受け皿整備を強かに推進。

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保

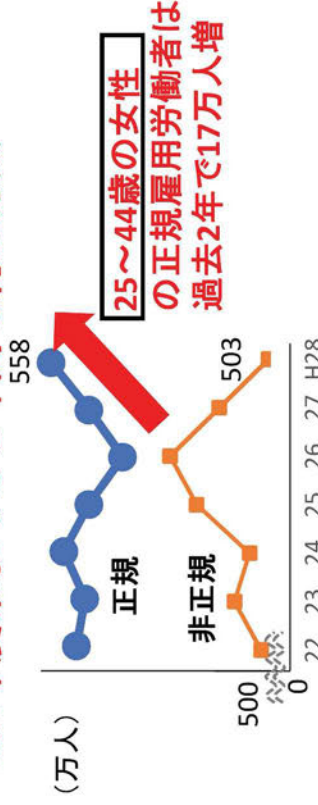
(遅くとも3年間で待機児童解消)

(1、2歳児の受け皿整備量)
年間4.2万人(加速化プラン)→年間**5.1万人**(子育て安心プラン)(促進策)

- ・ 幼稚園における2歳児の受入れ拡大
- ・ 小規模保育の普及
- ・ 家庭的保育の地域コンソーシアムの普及
- ・ 企業主導型保育の推進

② 「M字カーブ」解消のため、女性の就業率80%に対応できる受け皿整備

・ H34年度末までの5年間で約32万人



③-1 土地の確保、既存施設の活用の推進

- ・ 都市部における高騰した保育園の賃借料補助
- ・ 大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・ 幼稚園の活用や学校の空き教室の活用

③-2 きめ細やかなサービスの展開

- ・ 保育コンシエンジュの全国的な普及促進
- ・ 市町村ごと、更に市区町村内における「保育提供区域」ごとの待機児童の解消状況の公表

子保発 1221 第 1 号
平成 29 年 12 月 21 日

各都道府県 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局保育課長
（公印省略）

「子育て安心プラン」の実施方針について

平素より保育施策の推進につきまして、格別の御尽力を賜り深く感謝申し上げます。

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大については、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成 25 年度から平成 28 年度の 4 年間で、企業主導型保育事業とあわせて、約 42.8 万人分を確保しており、平成 29 年度末までの 5 年間では 59.3 万人分が確保される見込みです。

一方、女性就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数は年々増加しており、待機児童数も依然として 2 万人を超える水準で推移していることから、平成 30 年度以降、喫緊の課題である待機児童解消のための取組を一層強化し、推進していく必要があります。このため、平成 29 年 6 月に「子育て安心プラン」を策定し、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を 2020 年度末までに前倒しして実施していくこととしています。

今般、「子育て安心プラン」の実施方針（以下、「実施方針」という。）を別添のとおり定めましたので、各地方公共団体におかれては、実施方針に基づき、遅くとも 2020 年度末までの待機児童の解消に向けて取組の強化・徹底を図っていただくようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、内容について十分御了知の上、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を含む。）に対して遅滞なく周知いただくようお願いいたします。

「子育て安心プラン」の実施方針

「子育て安心プラン」を実施するため、以下のとおり実施方針を示す。

1 「子育て安心プラン」を推進するための財政支援の対象となる市区町村

2018年4月1日時点において、

- ①待機児童が1人以上見込まれている市区町村又は
- ②待機児童がない見込みであっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市区町村

であり、2021年度までの各年度4月1日時点の申込児童数（保育ニーズ）、利用定員数（整備量）及び待機児童数について、市区町村全域及び保育提供区域毎に見込んだ上で、3に定める「子育て安心プラン実施計画」を提出し、遅くとも2020年度末までに待機児童がゼロとなる計画を策定する市区町村とする。

2 財政支援の対象となる事業【調整中】

「子育て安心プラン」を推進するための財政支援の対象となる市区町村は、別に定めるところにより、次に掲げる事業について国の支援を受けることができる。

- (1) 保育所等整備交付金
- (2) 保育所等改修費等支援事業
 - ①賃貸物件による保育所改修費等
 - ②小規模保育改修費等
 - ③認可化移行改修費等
 - ④家庭的保育改修費等
 - ⑤幼稚園における長時間預かり保育改修費等
- (3) 安心こども基金
 - ①保育所緊急整備事業
 - ②賃貸物件による保育所整備事業
 - ③小規模保育整備事業
 - ④小規模保育設置促進事業
 - ⑤家庭的保育改修等事業
 - ⑥認定こども園整備事業

3 「子育て安心プラン実施計画」について

(1) 「子育て安心プラン実施計画」の作成及び提出（市区町村）

「子育て安心プラン」を推進するための財政支援を希望する市区町村は、別に定める『「子育て安心プラン実施計画」作成要領』（以下「作成要領」という。）に基づき、市区町村全域に加え、保育提供区域毎に「子育て安心プラン実施計画」を作成し、都道府県に提出すること。・・・【様式1-1，様式1-2】

なお、「子育て安心プラン」を推進するための財政支援を希望しない市区町村についても、作成要領に基づき、市区町村全域の「子育て安心プラン実施計画」を作成し、都道府県に提出すること。・・・【様式1-1】

(2) 「子育て安心プラン実施計画」の精査（都道府県）

都道府県においては、市区町村の保育ニーズの見込み及び整備計画が適切であるか確認するため、市区町村から提出のあった「子育て安心プラン実施計画」（様式1-1、様式1-2）について、申込児童数（保育ニーズ）の見込み方等が適切かどうかを精査し、必要に応じて計画に関する指導・助言を行った上で、「都道府県合計表」（様式2）を作成し、各市区町村の「子育て安心プラン実施計画」（様式1-1、様式1-2）と併せて、厚生労働省に提出すること。

なお、都道府県は、申込児童数（保育ニーズ）に対する利用定員数（整備量）について、余裕のある市区町村と不足している市区町村を区分し、市区町村間の広域利用が進むよう調整を行うこと。

(3) 「子育て安心プラン実施計画」の採択通知

厚生労働省は、都道府県を通じて、「子育て安心プラン」を推進するための財政支援を希望する市区町村に対して「子育て安心プラン実施計画」の採択を通知するものとする。

4 その他

提出のあった市区町村全域及び保育提供区域毎の「子育て安心プラン実施計画」については、厚生労働省のホームページを通じて公表することを予定している。

「子育て安心プラン実施計画」作成要領

1 「申込児童数」(保育ニーズ)について

(1) 「申込児童数」の記載範囲

保育の必要性の認定がされた、

- ①特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く）
- ②特定地域型保育事業
- ③特例保育（へき地保育所）

の各年度4月1日時点の申込児童数（新規申込だけではなく、継続して利用申込をしている児童も含む。）について、2021年度までの見込と実績を、年齢区分（「0歳児」、「1・2歳児」、「3歳以上児」の3区分。以下同じ。）ごとに記載すること。

なお、実績については、「保育所等利用待機児童数調査について」（平成29年3月31日雇児保発0331第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「保育所等利用待機児童数調査」という。）における申込児童数と一致させること。

(2) 見込方法

翌年度4月1日以降の見込については、

- ・ 就学前児童数について、自然増減（出生率）や社会増減（転入出）の推移を反映するとともに、
- ・ 保育ニーズについて、女性就業率や保育の利用申込者数の推移を反映する

など、地域の実情を踏まえ適切に見込むこと。

特に保育ニーズの把握に当たっては、地域ごとに保護者の利用意向を丁寧に確認することが重要である。このため、保育を必要としているが申込みに至らないようなケースも含めて、潜在的な保育ニーズを的確に把握するため、「保育コンシェルジュ」などを活用しながら積極的に取り組むこと。

また、保護者の多様な働き方が広がっている現状に鑑み、居宅外での労働だけではなく、居宅内での労働も含め、保護者の就労状況についても、きめ細かく把握した上で、必要な保育ニーズを見込むこと。

(3) 検証・分析

毎年度、前年度までの見込と実績のかい離について、以下の要因がそれぞれどの程度影響しているかを精査・分析し、必要に応じて翌年度以降の見込みの見直しを行うこと。

①就学前児童数の動向

- ・ 大規模マンションの建設による就学前児童数の増加
- ・ 出生数の増加 など

②保育ニーズの動向

- ・ 女性就業率や共働き世帯割合の増加
- ・ 幼稚園における預かり保育の充実に伴う保育認定子どもの幼稚園利用の増加

- ・保育の必要性の認定事由の明確化、幼児教育無償化の取組、保育所整備の進捗等に伴う保育の利用意向の上昇 など

2 「利用定員数」(整備量) について

(1) 「利用定員数」の記載範囲

市区町村に所在する以下の①～⑨の施設・事業の各年度4月1日時点の利用定員の総数について、2021年度までの見込と実績を、年齢区分ごとに記載すること。

- ①認可保育所
- ②認定こども園(幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型)における保育認定部分
- ③特定地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業(従業員枠・地域枠)、居宅訪問型保育事業)
- ④特例保育(へき地保育所)
- ⑤企業主導型保育事業(従業員枠・地域枠)
- ⑥地方単独保育事業の補助対象施設
- ⑦認可化移行運営費支援事業の補助対象施設
- ⑧幼稚園における長時間預かり運営費支援事業の補助対象施設
- ⑨一時預かり事業(幼稚園型)を実施する幼稚園であって、保育ニーズにも適切に対応可能であると認められ、3号認定の受け皿確保策として位置づけられるもの

(2) 見込方法

翌年度4月1日以降の見込については、各年度4月1日時点の申込児童数(潜在的な保育ニーズを含む。)に対応できる利用定員数(整備量)を確保することを基本としつつ、各市区町村の整備実績等の実情に応じて、2020年度末までに必要な利用定員数(整備量)が確保できる計画を策定すること。

また、全国的には女性就業率(25歳～44歳)は2016年時点で72.7%のところ、2021年度以降も上昇を続け、2022年度末時点において80%の水準になると見込まれるが、市区町村によっては、伸び方が更に上振れすることも想定される。このような場合の保育ニーズにも対応出来るよう、各市区町村においては、2022年度末時点で必要となる整備を前倒して2020年度末までに計画的に進めること。

(3) その他

利用定員数(整備量)を確保するに当たっては、新規園の創設だけでなく、既存建物の活用(賃貸方式による受け皿整備や幼稚園の活用など)についても積極的に検討すること。

3 利用児童数について

(1) 「利用児童数」の記載範囲

利用児童数の実績については、

①特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く）

②特定地域型保育事業

③特例保育（へき地保育所）

の各年度4月1日時点の利用児童数（私的契約児は含まない。）の総数を年齢区分ごとに記載することとし、「保育所等利用待機児童数調査」における①から③の利用児童数と一致させること。

4 待機児童数について

(1) 「待機児童数」の記載範囲

待機児童数の実績については、「保育所等利用待機児童数調査」における待機児童数を年齢区分ごとに記載すること。

(2) 見込方法

翌年度4月1日以降の見込については、年齢区分ごとに申込児童数（保育ニーズ）と利用定員数（整備量）を踏まえて見込むこととし、遅くとも2021年4月1日までに待機児童をゼロとすること。

【申込児童数(保育ニーズ)算定の考え方】

○毎年度、前年度までの見込みと実績を比較し、乖離が生じている場合には、その要因を精査・分析し、必要に応じて推計方法の見直しを行うこと。

○各項目欄の考え方は例示であり、各市区町村の実情に応じた適切な方法に基づき、算定すること。

本件担当者連絡先

都道府県名	部 局 名
市区町村名	担 当 者 名
保育提供区域	電 話 番 号

	内容	推計方法
基本式	0歳児	(例) 就学前児童数 × 申込率 など ・就学前児童数の伸び率(平均)を使用(2017年就学前児童数 × ●%(平均伸び率)) ・既存の人口推計を使用 ・過去数年の就学前児童数の伸び率(平均)を使用(2017年申込率 × ●%(平均伸び率)) 申込率 ・過去数年の申込児童数の伸び率(平均)を使用(2017年申込率 × ●%(平均伸び率)) ・二大調査の実施により把握
	1, 2歳児	
	3歳以上児	
基本式の他に 加味する要因	(例) ・都市再開発、大規模マンションの建設による就学前児童数への影響 ・女性就業率の上昇に伴う申込児童数(保育ニーズ)への影響 ・幼児教育無償化の取組に伴う申込児童数(保育ニーズ)への影響 など	(例) 大規模マンションの建設 ・20●●年(時期)に●●●戸規模のファミリー層向けマンションが完成予定であり、就学前児童数が●●●人増加する見込み ⇒20●●年の就学前児童数に加味 女性就業率の上昇 ・女性就業率の伸び率が上振れする見込み ⇒申込児童数の伸び率(平均)に+●●.●●%

【申込児童数(保育ニーズ)算定の考え方】

○毎年度、前年度までの見込みと実績を比較し、乖離が生じている場合には、その要因を精査・分析し、必要に応じて推計方法の見直しを行うこと。

○各項目欄の考え方は例示であり、各市町村の実情に応じた適切な方法に基づき、算定すること。

本件担当者連絡先

都道府県名	部 局 名
市区町村名	担 当 者 名
保育提供区域	電 話 番 号

	内容	推計方法
基本式	0 歳児 (例) ・ 就学前児童数 × 申込率 など	(例) 就学前児童数 ・ 既存の人口推計を使用 ・ 過去数年の就学前児童数の伸び率 (平均) を使用 (2017年就学前児童数 × ●% (平均伸び率)) 申込率 ・ 過去数年の申込児童数の伸び率 (平均) を使用 (2017年申込率 × ●% (平均伸び率)) ・ ニーズ調査の実施により把握
	1, 2 歳児	
	3 歳以上児	
基本式の他に 加味する要因	(例) ・ 都市再開発、大規模マンションの建設による就学前児童数への影響 ・ 女性就業率の上昇による申込児童数 (保育ニーズ) への影響 ・ 幼児教育無償化の取組に伴う申込児童数 (保育ニーズ) への影響 など	(例) 大規模マンションの建設 ・ 20●●年(時期)に●●戸規模のファミリー層向けマンションが完成予定であり、就学前児童数が●●人増加する見込み ⇒20●●年の就学前児童数に加味 女性就業率の上昇 ・ 女性就業率の伸び方が上振れする見込み ⇒申込児童数の伸び率 (平均) に十●●●%

